

総務文教常任委員会審査概要報告書

委員長 中川 加津代

- I 開催年月日 平成 31 年 3 月 22 日（金）
- II 会議時間 午前 10 時 00 分～午前 11 時 54 分
《休憩》
午後 1 時 00 分～午後 2 時 59 分
- III 出席委員等 〔出席委員〕◎中川加津代 ○林 貴文 角田 悠紀
坂林 永喜 金森 一郎 金平 直巳
樋詰 和子 水口 清志 大井 正樹
(◎…委員長 ○…副委員長)
〔議長〕 狩野 安郎
〔副議長〕 ※坂林 永喜副議長は委員として出席
〔説明員〕 別紙名簿のとおり（上森秘書課長は公務のため欠席）
〔委員外議員〕 高瀬 充子 中村 清志 上田 武
福井 直樹 曾田 康司
〔事務局職員〕 安東 浩志 松本 武司 柚原 規泰
吉田 昇平
〔傍聴者〕 5 名

IV 審査の概要

1 請願について

- ・請願第 5 号 公共施設の使用料の大幅値上げに反対する請願

以上、請願 1 件については、審査の結果、賛成少数で、不採択とすべきものと決した。

〈 審査の過程における主な質疑・意見等は次のとおり。 〉

- ・紹介議員による説明

（以下、紹介議員による説明内容は ○ で表示）

- 本請願は、本市の財政危機を理由として、公共施設の使用料の大幅な値上げをすることについて、反対・撤回を求める内容である。事の発端は 40 億円の財政不足だが、これを理由として、コミュニティバスや移動図書館の廃止等、住民サービス

の削減が進んでいる。それに加え、各種団体への補助金の削減や今回の公共施設の使用料の値上げで、市民はサービスの削減と負担の増強を押し付けられている。財政危機に何の責任もない市民に負担を転嫁するのではなく、大型事業を削減するなど、市当局の努力の中で解決すべきである。併せて、今回の使用料の値上げも含め、現時点での財政危機の現状や財政再建の取り組みについて、市当局が説明責任を果たすべきという見地から、住民説明会の開催を求めることが、本請願の趣旨である。

〈 紹介議員の説明に対する委員からの質疑はなかった。 〉

・ 請願者代表による趣旨説明（10 分以内）

（ 以下、請願者代表の発言内容は ○ で表示 ）

○ これまで、ウイング・ウイング高岡や青年の家など、様々な施設を手頃な利用料で、気軽に利用していたので、今回の値上げには非常に驚いている。

今回の使用料の値上げは、市の財政困難を解消するための施策の一つであると思う。そもそも財政困難の原因は、150 億円を投じた高岡駅周辺整備事業や 104 億円を投じた新高岡駅整備事業など、身の丈を超えた大型事業に投資をしてきた結果だと思う。こうして生じた財政のツケを、何の責任もない市民一般に押し付ける市当局の姿勢は、受け入れがたい。先日、高岡市長に申し入れを行った際は、総務部長が対応されたが、「今回の使用料値上げは、財政困難解消のための施策ではない。長い間料金を値上げしておらず、今回は利用者に応分の負担をしていただくための見直しである。」と回答された。しかし、誰が考えても財政困難解消の施策であると思う。長年、不公平だと声も挙がらずに、維持してきた使用料を、今回、突然上げる必要はない。また、市広報紙では、受益者負担を主張しており、利用する人と利用しない人の負担を公平にするためとのことであるが、施設使用料のほとんどを税金で賄っていることを強調し、いかにも施設の利用者が税金を不公平に使っているのではないかと印象付けをしている。施設は全市民の施設である。市の財政から多くの団体や組織に助成金が出されているが、これとの整合性はどうなっているのか、非常に考えさせられる。収入の少ない市民に使用料の値上げが押し付けられると非常に痛手であり、1 円でも安い使用料の施設を探しながら使用している者にとって、この値上げが実施されれば、確実に利用回数が減る。施設利用は市民にとって、教養・文化・健康増進に欠かせないものであり、利用回数が減ることで、仲間との交流や楽しみが減り、健康にも影響する。そして、精神的にも肉体的にも落ち込み、病院通いが増える結果を招く。また、街中に出掛ける回数も減ることで、商店での買い物も減り、本市の経済に悪影響を与えることとなる。大型事業が招いた財政困難の結果、市民向けの予算を削減すれば、市民の活動を停滞させ、地域経済の低迷につながる。税収が減ると、さらに財政困難を招く結果となるなど、悪循環に陥る。是非、利用料の値上げを中止してもらいたい。

本市の一般市民向けの公共施設は、他の市町村と比較しても少ないと思う。その中で、市民会館の休館や、移動図書館、コミュニティバスの廃止などもある。最近では、ふれあい福祉センターや老人福祉センターの風呂の営業を半減すると報道されている。市民福祉や市民サービスを軽視せず、豊かな市民生活を重視する行政にしてもらいたい。そして、富山県の施設も少ないため、県にもっと働き掛けてもらいたい。

〈 制限時間に達したため、趣旨説明を終了した。 〉

・ 請願者に対する質疑（５分以内）

〈 請願者の趣旨説明に対し、委員からの次のような質疑等があった。 〉

（ 以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示 ）

- 公共施設の維持費は、年間でどの程度か把握しているか。
- △ 最近の市広報紙には掲載されていたが、金額は覚えていない。
- 公共施設の使用料収入は、年間でどの程度か把握しているか。
- △ 正確には把握していない。
- 実際は、年間の支出額 107 億円に対して、24 億円の収入がある。一方で、支出に対する収入が 4 分の 1 しかない現実には、理解しているか。
- △ 必要経費の中には、市職員の人件費や建物の減価償却費が含まれているが、これらは、利用者に負担させる経費ではないと考えるため、理解できない。
- それらも施設にかかる費用であることは、理解してもらえるか。
- △ 人件費や減価償却費が施設全体の費用であることは理解する。しかし、それと対比して使用料を計算するのはおかしい。
- 受益者負担と公費負担のバランスについて、どのように考えているのか。
- △ 公共施設は、本来であれば市が福祉サービスの一環として運営すべきものであり、利用料を徴収することは相反すると考えている。公共施設は、市民全員のものであり、施設の利用者と利用しない人とに区別する性質のものではないと考えている。
- 施設を利用していない方が納めた税金も公費として投入しているが、それは当然と考えているのか。
- △ そのとおりである。例えば、高岡駅周辺整備に莫大な支出をしている。これは、利用する人、利用しない人双方の税金で賄っている。それと同じ考え方だと思う。
- 今回の公共施設の使用料の値上げについては、私も当局の見解と同じく、財政危機が理由ではないと判断している。公共施設の使用料について、以前はいつ値上げされたか把握しているか。
- △ 把握していない。長らく値上げしていないと理解している。
- 先程、ウイング・ウイング高岡を例に挙げられたが、本市が所有するもの以外の施設とも比較してほしい。ウイング・ウイング高岡のホールの 1 日の使用料が、今

回 57,750 円になるが、富山県高岡文化ホールの使用料はいくらか知っているか。

△ 把握していない。県の施設ではないのか。

○ 日額 100,000 円である。県も市も同じ公共施設と捉えてもらいたい。他の市町村でも、例えば、砺波市文化ホールは 98,330 円であり、改定後のウイング・ウイング高岡のホール料金が、他の施設と比較して高い印象はない。

△ 砺波市文化ホールとウイング・ウイング高岡のホールでは、施設の内容が全く異なる。

○ ホールの違いではなく、各市が所有するホール同士を比較しているとご理解願いたい。

△ ウイング・ウイング高岡のホールは、交響楽団等の演奏に耐えられるのか。施設の水準が同等のもので利用料を比較してもらいたい。

〈 制限時間に達したため、質疑が終了した。 〉

委員から本請願に対する当局の見解を求める動議が提出され、採決の結果、賛成少数で否決された。

・ 討論

〈 討論における意見は次のとおり。 〉

（ 以下、議員の意見は ○ で表示 ）

・ 請願第 5 号の採択に反対の立場から

○ 今次 3 月定例会では、「公共施設使用料の見直しに関するガイドライン」に沿って定められた料金改定案が示されている。特に文化施設やスポーツ施設、レクリエーション施設等は、受益者負担を前提とした施設であることや、料金収入で賄えない経費は税金で負担していることから、こうした収支の不均衡は可能な限り是正すべきと考える。今回の使用料の見直しは、公平性の確保を図るための料金改定であり、本請願の趣旨にあるような、本市の「財政危機のツケを市民に押し付ける」ものではないと考えるため、本請願の採択には、反対する。

○ 公共施設の維持管理費・運営費は利用者の使用料と税金で賄われている。施設を利用する人としらない人の負担の公平性から、施設利用者は応分の負担をすべきと考える。また、激変緩和措置として、原則 1.5 倍を上限に設定する中で、平成 31 年 10 月から使用料の見直しは実行されるべきと考えるため、本請願の採択には、反対する。

・ 請願第 5 号の採択に賛成の立場から

○ 市当局によれば、今回の公共施設使用料の見直しは、財政危機が原因ではなく、受益者負担の考え方に基づくとのことであった。しかし、財政健全化緊急プログラ

ムの歳入確保の項目においては、「受益者負担の原則の徹底と使用料・手数料の適正化等により、1億円の効果を見込む」と明確に記載があり、これらの考え方は矛盾している。それに、使用料の値上げによって、利用者の減少が見込まれるが、減少すればまた値上げという悪循環が生まれる危険性がある。全国各地には、あえて使用料を若干値下げし、利用者の増加を図っているところもある。3年ごとの見直しでは、「使用料の値下げ」も選択肢に加え、収入の増加を図ることが重要である。コミュニティバスや移動図書館の廃止により、市民が生活しにくくなっている。市民に不信感を与える公共施設使用料の見直しは絶対にあってはならず、白紙撤回すべきであり、本請願の採択に賛成する。

2 付託議案について

- 議案第 1 号 平成 31 年度高岡市一般会計予算のうち本委員会所管分
議案第 3 号 平成 31 年度高岡市荻布奨学金事業会計予算
議案第 13 号 高岡市職員定数条例の一部を改正する条例
議案第 14 号 高岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 15 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 16 号 高岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 17 号 高岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第 19 号 高岡市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例
議案第 32 号 高岡市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
議案第 33 号 高岡市青年の家条例の一部を改正する条例
議案第 34 号 高岡市生涯学習センター条例の一部を改正する条例
議案第 35 号 高岡市福岡歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例
議案第 36 号 高岡市体育施設条例の一部を改正する条例
議案第 37 号 高岡市夜間照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例
議案第 38 号 高岡市スポーツ健康センター条例の一部を改正する条例
議案第 48 号 高岡市ふくおか総合文化センター条例の一部を改正する条例
議案第 49 号 高岡市万葉歴史館条例の一部を改正する条例
議案第 50 号 高岡市鋳物資料館条例の一部を改正する条例
議案第 51 号 高岡市美術館条例の一部を改正する条例
議案第 52 号 ミュゼふくおかカメラ館条例の一部を改正する条例
議案第 53 号 高岡市五位山交流館条例の一部を改正する条例
議案第 54 号 高岡市福岡 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例
議案第 55 号 高岡市武田家住宅条例の一部を改正する条例
議案第 56 号 高岡市伏木北前船資料館（旧秋元家住宅）条例の一部を改正する条例
議案第 57 号 高岡市土蔵造りのまち資料館（旧室崎家住宅）条例の一部を改正する条例
議案第 58 号 高岡市伏木気象資料館条例の一部を改正する条例
議案第 71 号 高岡市福岡ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例
議案第 72 号 高岡市立博物館条例の一部を改正する条例
議案第 73 号 高岡市二上まなび交流館条例の一部を改正する条例
議案第 77 号 字の区域の新設について
議案第 78 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
及び
議案第 79 号 平成 30 年度高岡市一般会計補正予算（第 4 号）のうち本委員会所管分

以上、当初予算議案 2 件、条例議案 27 件、その他議案 2 件及び追加提出された補正予算議案 1 件の計 32 件については、審査の結果、議案第 1 号のうち本委員会所管分、議案第 19 号、議案第 33 号から議案第 38 号まで、議案第 48 号から議案第 51 号まで、

議案第 53 号から議案第 58 号まで及び議案第 71 号から議案第 73 号までの計 21 件は賛成多数で、議案第 3 号、議案第 13 号から議案第 17 号まで、議案第 32 号、議案第 52 号、議案第 77 号、議案第 78 号及び議案第 79 号のうち本委員会所管分の計 11 件は全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した。

〈 審査の過程における質疑等は次のとおり。 〉

（ 以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示 ）

【議案第 1 号のうち、個人市民税について】

- 個人住民税は、平成 30 年度と比較して 1 億 8,394 万円増額されているが、内閣府が景気の下方修正を行っている。景気の局面が変わったことを踏まえると、個人住民税の見込みは甘いのではないか。
- △ 30 年度実績を基に十分に精査し、見込める範囲で計上した。不足等が無いように、課税事務等を進めている。
- 31 年 10 月 1 日から消費税増税が見込まれているが、エコノミストの中でも、増税のタイミングについては意見が割れている。全体として、担税力が弱まっていくことが懸念されるが、それは加味しているのか。また、政府が従来発表していた好景気を前提に収納率や税収の伸びを見込むのか、直近の景気動向を踏まえて税収を見積もるのが分岐点である。30 年度から一層、貿易摩擦で消費が落ち込み、設備投資も伸びないことが懸念されるなど、かなり流動的な面があるが、見解は。
- △ 31 年度予算については、30 年度の実績を基にしており、31 年 10 月からの消費税増税分は、加味されていない状況である。
- 増税すれば一層、景気が落ち込み、消費税が上がれば商売を辞める方も多く、税を担う方々が減っていく。30 年度の実績を見ると当然かもしれないが、短期的・中期的な動きを睨んだ場合、このような見積もりでよいのか。
- △ 前年の所得を見ながら、賃上げ状況や一時金の状況なども加味して見積もりをしている。ご指摘のとおり、消費税の見直しがあると負担が増え、担税能力が落ちる懸念はあるが、国でも経済対策に着実に取り組み、前回の消費税率引き上げ時の轍は踏まないと言っている。それも期待しながら、収納に努めていきたい。
- 増税による税収増以上の経済対策は考えているのか疑問である。それをやるくらいなら、増税をしない方が良いとの専門家の指摘があることを申し添えておきたい。（意見）

【議案第 1 号のうち、補助金及び委託料の見直し全般について】

- 平成 31 年度における補助金の見直しについては、30 年度並みの削減率を想定しているのか。
- △ 補助金の見直しについて、30 年度は、一律で削減する形で実施した。31 年度は、段階的に削減しているものや事業の終了等で自然減になるものなど、30 年度で積み残したものの、話し合いの末に遅らせていたものについて実施する。一律という考え

方ではなく、各事業の中身を見直す中で、減額する。

- 委託料の見直しについては、具体的にどのようなことを想定しているのか。また、委託料の削減であれば、受託者側には様々な問題が発生する。即時の公契約条例の具体化は難しいと思うが、要綱を策定し、受託者の労働現場における職場環境をチェックするための措置をとっている自治体もある。このことについて、見解は。
- △ 委託料については、委託内容を見直す中で、減額を図っている。公契約条例に関しては、労務単価等の内容に係る審査などで取り組みを進めている。先進事例も研究しながら調査していきたい。
- 具体的な委託内容の見直し内容は。
- △ 生涯学習センターにおける予約システムを見直すことを検討し、管理経費の軽減を図っている。過去の業務を基に経費を算定するのではなく、本来その業務が必要かどうかという観点で見直しを行っている。指定管理料については、長期契約であるため大幅な見直しはないが、業務内容について、細かい調整をしている。また、大規模なものについては、指定管理期間の見直しのタイミングで、適切な業務範囲を議論したうえで予算化している。
- 生涯学習センターにおける予約システムの件では、委託関連業者が4者も挟んでいる。再委託、再々委託等の複雑な状況こそ見直しを図り、31年度に向け、分かりやすい委託の方法について検証すべきでは。
- △ 再委託については基本的に認めていないが、合理的理由があれば、承認している。再々委託については、基本的には契約発注担当課で審査し、対応している。
- 再委託の弊害について、過去に総務省が指導文書を出している。情報漏洩のリスクや行政責任が曖昧になるなどで再委託は原則禁止とされたが、本市の場合、相当な再委託を行っている。この実態を踏まえ、個人情報情報の管理や行政責任がしっかりと担保されているか今一度見直し、可能な限り再委託は認めるべきではないと考えるが、見解は。
- △ 再委託は必ずしも望ましいことではないと考えている。ただし、再委託をした方が効率的となることや専門性が確保できることなど、一定の理由がある場合には、再委託を認めている。再々委託の実態があったことも踏まえ、しっかりと状況を確認しながら進めていきたい。
- 行政の責任が担保されているかが重要である。行政が責任を果たせるよう、再委託については厳格に対応してもらいたい。(要望)

【議案第1号のうち、行財政改革推進事業費について】

- 行財政改革推進事業費では、一部の施設について、中小企業診断士による経営診断を実施することだが、対象となる施設と、具体的な内容は。
- △ 中小企業診断士による業務改善診断を行うため、平成31年度は370万円余りの予算を計上している。調査・診断の対象施設は、指定管理者制度を導入する施設のうち、収益が期待できる道の駅や、公共施設再編計画の中で利用促進やコスト削減を図るための対応が必要とされた文化・観光施設等である。具体的な対象施設は現在調整中であり、実施方法は、30年度と同様、書類での診断や現地でのヒアリング等

を行うこととしている。

【議案第1号のうち、ふるさと納税応援基金積立金について】

- ふるさと納税の増額を見込み、ふるさと納税応援基金積立金に8,500万円余りが計上されているが、寄附目標額は。
- △ 平成31年度のふるさと納税額は、30年度の実績を基に推計した。30年度上半期の寄附額が、29年度と比較して3倍程度となっていたことに加え、例年、年末に寄附額が伸びる傾向があったことから、それを見込んで推計し、30年12月補正の段階では1億円程度を見込んでいたが、実際は、30年11・12月には、それほど実績額が伸びなかった。適切な予算見積もりを行う中で確実に見込める額として、今回は8,500万円計上したところである。

【議案第1号のうち、庁内LAN推進事業費について】

- 庁内LAN推進事業費は内部系システムの更新に係るものとのことだが、事業の進捗は。
- △ 平成31年4月1日の稼働に向けて、現在、庁内の関係各課が連携し、準備を行っているところである。

【議案第1号のうち、情報資産安全管理対策事業費について】

- 情報資産安全管理対策事業費として約1,570万円が計上されているが、平成30年度には、1,900万円余りが計上されていた。事業の詳細及び減額理由は。
- △ 主に情報セキュリティ対策に関するもので、不正アクセス等の防止のために、端末を含む機器システムへの接続を制御する各種の認証装置や、ファイアウォールの機器・管理運用、ウイルス対策ソフトのライセンス料が主なものである。機器は5年間のサイクルで定期的な更新を行っており、30年度は、無線LANの認証サーバとドメインファイルサーバの2種類の機器の更新を行っている。31年度は、ファイアウォールのみ1種類の機器更新を予定している。減額理由は、機器の更新に伴う設定委託料が減額したことによるものである。

【議案第1号のうち、高岡ブランド発信事業費について】

- 高岡ブランド発信事業費では、ふるさと納税に関する業務を一括委託するとのことだが、これにより、寄附の申し込みから返礼品の到着まで、どの程度日数が短縮される見込みなのか。
- △ 平成31年度の半ば以降、ふるさと納税の手続きは、業務委託で対応することを予定している。業務委託後は、インターネット等から寄附を申し込みいただいた場合、その情報が速やかに返礼品配送管理業者に伝わることから、概ね1～2週間で寄附者に返礼品が届く体制を整えたい。
- 30年度におけるふるさと納税額の見込みは。また、高岡ブランド発信事業費に含まれる、ふるさと納税業務一括委託の費用はどの程度か。
- △ ふるさと納税額の実績は、29年度は約3,900万円、30年度は31年2月末時点で

約 4,700 万円である。31 年度以降は、ふるさと納税業務一括委託の経費が発生するため、その委託金額の増額分を上回る実利を上げていきたいと考えている。具体的な見込額の設定はないが、基金の 8,500 万円を上回るよう努力していきたい。

- 返礼品では高岡産の牛肉が人気と聞いている。ぜひ頑張ってもらいたい。(要望)

【議案第 1 号のうち、地域防災計画推進事業費について】

- 地域防災計画推進事業費が計上されているが、平成 31 年度における地域防災計画の見直し予定はあるのか。
- △ 地域防災計画については、現在、国において、これまでの大雨や地震の教訓に基づき、避難方法の指針を見直している。これが完成したら、本市の地域防災計画にも反映していきたいと考えている。
- 先般、テレビ報道で取り上げられていた、東日本大震災における大量のヘドロを含んだ黒い津波について、インパクトが非常に大きかった。家屋の破壊やそれを飲み込んだ人たちが発症した「津波肺」などについての研究成果を含めた津波対策が必要と考えるが、見解は。
- △ 本市では、約 1 年前に津波のハザードマップを改定したところであり、平成 30 年には、津波の影響が想定される伏木、牧野、太田などの地区で出前講座を行った。津波発生時の避難方法については、地区の自治会ごとに説明をしている。予定では、31 年度夏の総合防災訓練でも、そのような地域を対象に訓練を行い、対応の強化を図りたいと考えている。

【議案第 1 号のうち、防災行政無線整備事業費について】

- 防災行政無線整備事業費に 6,800 万円余りが計上されているが、詳細は。
- △ 約 6,800 万円のうち、約 6,500 万円が無線の子局の工事費である。無線については、これまで、津波や土砂災害の対象となる海岸線や中山間地を先行して整備しており、今回は、土砂災害区域を有する守山と中田の 2 地区を対象に、整備するものである。また、防災情報伝達基本計画の見直しに係る業務委託費として、残りの約 300 万円を計上している。この計画は平成 20 年の策定から 10 年が経過しており、この間の技術の向上や全国で発生した災害の教訓を踏まえ、見直すものである。
- 問題は運用の仕方である。場所によっては、ハウリング等で聞こえにくいとの意見もあるが、既に設置されている箇所も含め、どのように改善を図るか、検討しているのか。
- △ ラップ型の防災行政無線については、津波や洪水、土砂災害等に警戒すべき箇所に設置している。これらの箇所への設置が一段落したことから、今後はどのように災害時に情報を確実に住民に伝達するかについて、改めて検討していきたい。これまでは、大雨等の災害の際、防災行政無線を鳴らしていても聞こえなかった状況があった。本市では、メールや広報車、防災行政無線等、いくつかの伝達手段は持っているが、技術も大きく進歩しており、方法も多様化しているため、可能な限り経費を抑えながら、確実に情報伝達ができる手法を考えていきたい。
- 放送されるのが肉声だとしたら、音階が非常に重要である。また、東日本大震災

の経験からは、「伝達の初報は、緊急避難の合図として、聞いたことがないサイレンを鳴らすのが効果的である」とのことであった。それを決めておき、市民に徹底しておくのがよいと考える。その後、聞こえやすい肉声でアナウンスすることについて、十分検討してもらいたい。(要望)

【議案第1号のうち、広報紙「市民と市政」発行費について】

- 広報紙「市民と市政」発行費について、「たかおか市議会だより」等と発送を一元化することだが、どのような効果を期待しているのか。
- △ 市全体での費用の削減である。
- 「たかおか市議会だより」は年に4回発行しているが、「市民と市政」と一体化して印刷することは検討していないのか。もし1冊にまとめることができれば読み応えも増すと思うが、見解は。
- △ 「たかおか市議会だより」と「市民と市政」が一体となった編集・発行について、どのような方向になるかは、今後の検討課題と考えている。
- 自治会に対し、配付手数料を支払っているが、「市民と市政」と「たかおか市議会だより」を1冊にした場合、手数料も軽減できると考えるが、見解は。
- △ ご指摘のとおり、あらゆる経費の削減については、検討してくべきと考えている。
- 他の自治体では一体化した広報紙を発行している例もあり、4年に1度選挙がある関係で、その時だけは別紙で発行する形をとる市町村も多くあると聞いている。ここでも財政健全化の一翼を担えることから、先進事例を研究し、前向きに検討してもらいたい。
- △ 各自治体の先進的な取り組みは伺っている。それらを参考に、市民に確かな広報を行うことを前提としながら、より効率的・効果的な方法について、コストの面に着目しながら取り組んでいきたい。

【議案第1号のうち、万葉歴史館管理事業費について】

- 平成30年度、万葉歴史館は中小企業診断士による経営診断を受けているが、31年度当初予算で万葉歴史館管理事業費が600万円増額しているのは、この経営診断の結果、何らかの対策を講じることになったことが要因なのか。
- △ 経営診断に伴う増額ではなく、主に修繕に係るものである。

【議案第1号のうち、市民会館管理事業費について】

- 市民会館は現在閉館中だが、1,000万円余りの予算が計上されている市民会館管理事業費の内容は。
- △ 現在、市民会館は休館しているが、公共施設再編計画に基づき、「短期での方針決定」が示されており、それに向け検討しているところである。アスベストや施設の現況、地盤の状況を把握したうえで検討作業を進めたいと考えており、現状把握調査のため予算を計上したものである。

【議案第1号のうち、新たな芸術・文化創造推進事業費について】

- 新たな芸術・文化創造推進事業費の説明では、「ユニークベニュー」という新しいフレーズが出てきていたが、どのようなことを展開していく予定なのか。
- △ 芸術文化に関する懇話会における「市民会館が休館することで、市民の芸術文化活動の停滞や文化水準の低下を招くことがないようにしてもらいたい。」との意見を踏まえて事業化するものである。「ユニークベニュー」とは、例えばコンサートであれば、コンサートホールに拘らず、博物館や美術館、寺社仏閣等の特別な場所で行うことで、特別感や地域特性を演出する取り組みである。こうしたユニークベニューの活動を通じて、市民やアーティストが主体となった活動交流の場づくりや芸術文化を身近に感じてもらえる機会づくり、まちのにぎわいづくりを積極的に進めていきたい。

【議案第1号のうち、市民会館管理事業費及び新たな芸術・文化創造推進事業費について】

- 財政難の状況下で新しいことを始める際には、これまで以上に丁寧な説明が求められる。市民会館の現状把握調査やユニークベニューの取り組み等については、市民に対し、10年、20年先を考慮しても必要な事業であることを丁寧に説明したうえで進めることを要望する。（要望）

【議案第1号のうち、藤子・F・不二雄ふるさとギャラリー事業費について】

- 藤子・F・ふるさとギャラリー事業費として3,803万円が計上されているが、主な内容と、実際に藤子プロに支払われる金額は。また、平成30年度の入館者数は。
- △ 主な内容は、ギャラリーの人件費、窓口等の委託費、年1回の企画展示の展示替え等であり、金額が大きいのは、企画展示の展示替えやホームページ、受付の監視業務等である。藤子プロへは、展示替えの委託費の部分や、版權料として入館料の一部を支払っている。また、30年度における入館者数は、31年2月末現在で50,915名であり、29年度は4万人余りだったため、既に前年の実績を超えている。30年度は、「THE ドラえもん展」が開催されたことによる共通券を発行しており、この相乗効果により、大きく29年度を上回っている状況である。
- 入館者が増えているとのことで大変喜ばしいが、企画展示には相当額が掛かっているようである。企画展示を毎年行っていることを理由に、藤子プロに対し、支払うパーセンテージを下げる交渉は行わないのか。
- △ 現在まで、企画展示は1年サイクルで展示替えをしている。その企画展示のテーマは、市から提案しながら進めている。その中で、経費についても協議しながら、内容を決めている。そういう意味では、経費についても、相談や工夫をしながら取り組んでいるところである。
- 藤子・F・不二雄ギャラリーを含め、ドラえもん電車等で本市に「ドラえもんのふるさと」というイメージがついたことは、高く評価している。藤子・F・不二雄氏本人がご存命でないため、経費の交渉は厳しいと思うが、努力してもらいたい。（要望）

【議案第 1 号のうち、交通対策費について】

- コミュニティバスが廃止され、その代替措置が不十分だったと考えている。地域バス・地域タクシーの全市的な展開等、一定の方向性は出ているが、これだけに依存しては、コミュニティバスの廃止で移動手段を奪われた住民は救済されない。移動権、交通権が侵害されたとの見方もできる。平成 31 年度では、どのように救済するのか。例えば、市民参加を得て自治会ぐるみで利用者を増やした岐阜市の例は、全国でも稀な成功事例である。コミュニティバスを小型化して交通空白地域で運行し、利用者を増やす取り組みは、本市では行えないのか。
- △ 本市では、地域バスや地域タクシー等の市民協働型の地域交通システムを全市的に普及させようとしている。それに向け、各地域にて説明や出前講座、提案をしながら進めている。岐阜市との違いとしては、本市は高岡駅を中心に、放射線状に鉄軌道や幹線系の路線バスが運行されている状況である。そのような交通体系の維持確保を最優先に考えており、それらの利活用や利用促進を前提に補完した形で市民協働型の地域交通システムを取り入れて全市的な交通手段を確保していこうと考えている。同時に、福祉施策や商業施策をこの交通システムに取り入れ、全体として、市民の足が確保できるように施策を進めていくため、地域の理解も得ながら積極的に働き掛けていきたい。

【議案第 1 号のうち、万葉線利用促進事業費（連携事業）について】

- 万葉線利用促進事業費（連携事業）として約 3,500 万円が計上されているが、平成 31 年度に実施する庄川・内川橋梁の長寿命化により、どの程度の延命が図られるのか。また、新しい橋梁を架けるのではなく、現在の橋梁の長寿命化を図ること、費用対効果の観点からはどのようなメリットがあると考えているのか。
- △ 万葉線の庄川橋梁及び内川橋梁は、30 年の健全性の診断（判定区分Ⅰ：健全、Ⅱ：予防保全段階、Ⅲ：早期措置段階、Ⅳ：緊急措置段階）の結果、総合判定「Ⅲ」であった。これは、橋梁の機能に支障が生じるものであり、早急に措置を講じるという判断をされたものである。この判断を受け、修繕に取り組むということが発端である。30 年度は、計画策定及び実施設計を行ったが、31 年度は、長寿命化の工事に着手することとしており、本市と国・県・射水市を合わせて 2 億円余りの事業費のうち、本市は 3,500 万円余りを計上している。これは、性急に措置を講じることを目的としている。30 年 11 月 5 日に富山県公共事業評価委員会において、31 年度事業として新規採択された事業の中に「一般国道 415 号新庄川橋」があり、万葉線との一体橋梁として、架け替えられることが決定している。この予定工期は、2019 年度から 2038 年度と示されており、同様のケースとなる富山大橋では、道路と軌道の一体橋として取り組まれ、工期として約 15 年掛かったと聞いている。
- 本市だけで抱える事業ではなく、国・県・射水市との共同事業である。総合判定「Ⅲ」では、修繕においては、かなり慎重を要する。架け替えをするのかと期待もしていたが、関係者が耐震補強を行う判断をされたとのことなので、確実な修繕をお願いしたいと考えるが、見解は。
- △ 将来的には、架け替えという話もあるが、当然それまでには、万葉線の安全運行

のため、長寿命化を施したうえで、15 年から 20 年後の架け替えまで橋梁を維持する観点から、必要不可欠な事業と考えており、しっかりと取り組んでいきたい。

【議案第 1 号のうち、固定資産評価事業費について】

- 固定資産評価事業費として 6,579 万円余りが計上されているが、この事業費の内容は。
- △ 固定資産評価事業費は、地方税法に則り、適正な課税を行うための土地あるいは家屋の評価に係る費用として予算計上されているものである。例えば土地では、平成 31 年度では、33 年度に行われる評価替えに向けた本鑑定業務や土地の鑑定について、500 地点以上の鑑定ポイントを、不動産鑑定士に委託して評価額の見直しを行うこととしている。また、家屋評価システムや固定資産税業務に使用する G I S の賃借料も予算に含まれる。

【議案第 1 号のうち、収納事務費について】

- 収納事務費として 4,973 万円余りが計上されているが、内容は。また、特別収納班によって収納率も改善されていると思うが、平成 30 年度及び 31 年度の収納率の目標は。
- △ 収納事務費については、収納に係る手数料や郵便料等が全て含まれている。31 年度は、催告状を出す回数を検討し、若干減額している。また、共通納税システム導入による改修費の減少により減額になっている。収納率の目標は、30 年度は 95.3%、31 年度は 95.5%を目指して取り組む。
- コンビニ納付については、どのように見直すのか。
- △ コンビニ納付は、全体の約 27%を占めている。自主納付のうちコンビニ納付の割合が徐々に増加しており、高齢者など銀行まで足を運べない方の利用率が上がっているため、個別に訪問しながら、各自で納めることができるように対応していきたい。
- 督促班等で努力して収納率を向上させたことや、直接滞納者と話し合いをしながら滞納者に応じた督促を行っていることについては、大変評価している。また、コンビニ納付は効果が高いため、今後も普及に努めてもらいたい。（要望）
- 高橋市政が始まって以来、差し押さえは倍増の勢いで増加している。国税収納法の原則に基づき、生活に必要な資産や営業資産を差し押さえないことは厳格に取り組んでいると思うが、誤ってそこに手を付けると命に関わることとなる。過去に営業資産を差し押さえられて自殺した県外の事例もある。滋賀県野洲市では、「ようこそ滞納をしていただきました。」と言い、生活者の懐に入って生活支援をしていると聞いている。滞納を契機に、社会福祉や金融担当と連携して、納税ができる環境を整えるという点で、さらなる努力を求めるが、見解は。
- △ 納税課では、国税徴収法の規定による差し押さえ禁止財産の取り扱いは厳重にしており、規定に触れる差し押さえは決して行っていない。納期限に納付できない場合、まずは相談いただくことで、適正な滞納整理が可能になると考える。ほとんどの納税者には納期限に納付いただいているが、その中には生活を切り詰めてやっと

納められる方や支払いの意志はあるが都合がつかず納付の延期をお願いする手紙が届くこともある。納税者にとって税金は大変重いものであり、その思いを含めて受け取っている。しかし、納税意識が希薄な場合、督促状や様々な文書・催告にも対応してもらえないケースや分納誓約をしても不履行が続く等の悪質な場合には、負担の公平性を保持するため厳正に対応していく。一方、病気や事故等によって納税できない方には、納税相談の中で生活実態や収支の状況等を確認し、時には法に基づき滞納処分の執行停止の判断をすることもある。納税課の窓口では、必要に応じて支援等の担当課に案内したり、生活改善のアドバイスをすることも重要な役割だと考えている。一人ひとりの事情は異なるため、まずは相談を通じ、解決を図っていきたい。

【議案第1号のうち、口座振替推進事業費について】

- 口座振替推進事業費として149万円余りが計上されている。収納率向上の観点から、口座振替を強力に推進すべきと考えるが、どの程度までの普及を考えているのか。
- △ 現在、口座振替の割合は、税額ベースで約53.9%である。口座振替推進事業費には、口座振替の事務に係る非常勤職員の賃金や口座振替の受付用端末通信料等が含まれている。引き続き口座振替の推進を図りたい。
- 現在の口座振替割合から、さらに10%程度増加させてもらいたい。自ら銀行に赴き、口座振替を申し込まれる方はあまりいない。窓口での納税相談等の際に、口座振替の用紙を手渡して、その場で記入いただく方法が効果的と考える。（要望）

【議案第1号のうち、選挙費について】

- 県議会議員選挙費と参議院議員選挙費の金額に、大きな差がある理由は。
- △ 県議会議員選挙の告示は平成31年3月29日を予定しており、事前に準備を進める関係上、30年12月補正にも予算計上しており、それを合算すると近い額になる。
- 内訳の大部分は人件費か。
- △ 人件費やポスター掲示場の設営費等が含まれている。

【議案第1号のうち、いじめ・不登校対策事業費について】

- いじめ・不登校対策事業費に関連して、千葉県野田市で女儿が虐待の末に死亡した事件について、救えたはずの命を救えなかった。先般の衆議院の文部科学委員会において、文部科学省は、「保護者から威圧的な要求や暴力が予想される場合、複数の教職員で対応する。」と答弁していたが、現状で教員が不足しているのに、それは不可能だと考える。平成30年版の過労死等防止対策白書によれば、「教職員の一日当たりの平均勤務時間は11時間を超えており、教職員の78.5%が教員の増員が必要」と回答している。生徒に向き合うためには、圧倒的に教師の数が足りないため、改めて教員定数の大幅増を国に求めてもらいたい。
- △ 子どもたちが安心して学校生活を過ごし、それぞれの可能性をしっかりと伸ばせるための教育環境を整えることが教育委員会の役割である。今後もしっかり取り組ん

でいきたい。定数については国の標準法があり、そのルールの中で配置され、一部、加配もお願いしているところである。学校教育の充実には、まず、必要な人員を配置することが重要であるため、引き続き、国や県に要望していきたい。31年度、学校再編等では教員の加配があるとの報告も受けており、引き続き、要望していきたい。

【議案第1号のうち、アール・ブリュット普及啓発事業費について】

- 教育委員会における新規事業として、アール・ブリュット普及啓発事業費が計上されたことは評価する。2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を機に、現在、国を挙げて理解を深める活動が進められている中、平成31年度においては、市内の小・中学校で、アール・ブリュット作品の巡回展を行うとのことだが、事業の意義を考えた場合、50万円という金額で十分なのか。また、事業の進捗状況によって、今後、補正予算による対応は検討されるのか。
- △ 31年度の巡回展の取り組みをベースとして、可能であれば、東京オリンピック・パラリンピック以降も継続する形で、市内の小・中学校を一巡できるようになればありがたい。31年度については、まず1年目の取り組みとして、今回計上した予算の中で、実施したいと考えている。
- ゴッホは精神病に侵されながらも、絵を描いてきた。現在、ゴッホの絵を「障がい者が描いた芸術」という人は誰もいない。この世には、素晴らしい才能を秘めた方が多数いる。児童生徒を含め、より多くの市民に、そうした素晴らしい作品に接する機会を作ってもらいたい。もし、事業費が不足するようであれば、今後、補正予算を計上することも適切と考えるが、見解は。
- △ 障がいの有無にかかわらず、それぞれ個性の偏りはあるため、地域社会においても、多くの方に受け入れてもらうきっかけにしていきたい。共生社会を作っていく契機になれば、大変ありがたい。ゴッホも、課題のある中で厳しい人生を生きながら絵画を通して表現をされた人物である。市民の中にも特色・特性をお持ちの方も多くいらっしゃるため、そうした作品を一つの個性として、地域に様々な形で貢献する機会を作っていくことができれば、大変ありがたい。今後も、理解を得ながら進めていきたい。

【議案第1号のうち、教材教具整備費について】

- 教材教具整備費では、現在、各学校に配備されているデスクトップ型パソコンを、タブレット型パソコンに置き換えるとのことだが、詳細は。また、タブレット型パソコンを導入することにより、教育内容はどのように変わっていくのか。
- △ 基本的に各学校には、1クラス分のデスクトップ型パソコンを設置したパソコンルームを整備している。今後、デスクトップ型をタブレット型に替えていく際は、キーボードも一緒に整備し、キーボード入力可能なタブレット型パソコンの整備を進めていく。また、学習指導要領の改訂により、国では、例えば算数の授業で、「プログラミングを導入して正三角形を書きなさい。」という課題が例示されている。一人ひとりの子どもがタブレットを使用し、「スクラッチ」というアプリケー

ションでプログラミングして、正三角形を書く指示を出すこととなる。このような個別の取り組みが、複数含まれることとなる。

- 校数が多いが、本市の児童生徒がそのことに取り組めるような形に整備してもらいたい。具体的な整備スケジュールは。
- △ タブレット型パソコンの導入は、既に平成 30 年度から始まっている。30 年度から現在のデスクトップ型パソコンのリース期間が順番に満了していく状況であり、31 年度も同様である。32 年度に満了する機種はないが、33 年度までに、市内全校のコンピュータ室のパソコンをタブレット型に入れ替えるスケジュールで進めていく。
- 近い将来には、児童生徒 1 人当たり 1 台にまで配備されることを期待する。関連して、以前に、「市全体で使用する紙資料のうち、大半は学校での使用分である。」との答弁があったが、仮に、児童生徒に 1 台ずつ配備されることになった場合には、紙の使用枚数が飛躍的に削減される可能性があるのではないか。
- △ タブレット型パソコンは普及していくが、当面は、各学校に 1 クラス分の台数となる。よって、大規模校であるほど、使用できる機会が少なくなることになる。今般のタブレット型パソコンの導入によって、紙の使用枚数が劇的に減ることは考えにくい。別の視点では、タブレットを使用してものを覚えることや理解することもあるが、ある程度インプットするためには、書いて覚える学習が重要と思われるため、学校においては一定の紙の使用は必要と考えている。
- 普通教室の数が足りず、コンピュータ室を普通教室として使用する例があると思う。そのような学校には、優先的にタブレット型パソコンを配備する考えはあるのか。
- △ タブレット型パソコンの導入により、全ての教室に持ち運んで使用することが可能となるため、教室での有効利用についても検討していきたい。また、優先的に配備が必要な学校については、順位を上げていきたい。

【議案第 1 号のうち、就学援助費について】

- 就学援助費について、文部科学省が平成 31 年度に単価を引き上げたが、本市において就学援助の充実を行うべきと考えるが、見解は。
- △ 就学援助費については、制度の周知に最も注力している。近年、保護者が集まる様々な機会を通じて、外国籍の方にも対応しながら制度の周知を図り、受給者が増えてきている。また、入学前の支給前倒しについても、30 年度より実施を始めている。
- 就学援助費は、県下でもトップクラスの適用率だが、これに安心せず、引き続き努力してもらいたいと考えるが、見解は。
- △ どの子も安心して学校で学べるよう、努力していきたい。

【議案第 1 号のうち、五位中学校区統合小学校整備事業費について】

- 建設までの全体事業費の想定は。
- △ 今後、設計等に着手するため、具体的な積算には至っていない。費用については

可能な限り縮減を図る方向で進めたい。

○ 財源の内訳は。

△ 国庫補助金・国庫負担金その他、公共施設最適化債等の交付税措置が考えられる有利な起債の充当を検討したい。

○ 統合小学校を新設する計画は、五位中学校区以外にどの程度あるのか。

△ 五位中学校区を含めた6中学校区において小学校を再編統合し、小中一貫教育を進める方針を、市長との総合教育会議で固めた。今後は、その方針に従って、地元住民の理解を得ながら事業を進めることとなる。教育環境充実の観点から、必要となる教育施設は予算化していきたい。また、既存校舎の有効活用も含め、各学校において最も効率的・効果的な方法を選択し、進めていきたい。

○ 直近の学校施設の新設時に要した総事業費と財源の内訳は。

△ 直近の例である志貴野中学校では、総事業費は約32億円であった。このうち、プレハブの仮設校舎に関する費用が約4億円であった。また、継続費精算報告によれば、総事業費のうち、国・県支出金は4億7,600万円。地方債は25億2,300万円という財源構成であった。

○ 五位中学校区に統合小学校を建設するに当たって、起債対象額はどの程度想定されるのか。

△ 財源構成については、今後、設計を進める中で正確な数字が出てくるため、この場での答弁は差し控えたい。今後、機会を捉えて説明したい。

○ 有利な起債についての詳細は。

△ 将来的にはどの学校も、例えば50年の耐用年数が到来すれば、やがて改築が必要となるが、単独の改築の場合は、補助対象となる部分の3分の1に国庫補助金を充当できる。また、国からは、学校の再編統合に係るものについては、2分の1に嵩上げされると聞いている。

△ また、統合に伴い学校の床面積が減少するため、通常の義務教育施設整備事業債と共に公共施設最適化債の充当が考えられる。学校施設は、補助対象から外れた部分は継ぎ足し単独事業という扱いとなり、その部分は充当率も下がり、交付税措置等もないが、公共施設最適化債が活用できれば、充当率が90%、交付税措置として50%を見込むことができる。この充当が可能か検討を進めながら、事業費や市の負担額の圧縮について考えていきたい。

○ 公共施設最適化債を活用し、元利償還についてかなり有利な地方交付税の措置があるとのことだが、懸念されるのは、交付税措置が確実に実行されるかどうかである。国では、財務省を中心に「トップランナー方式」に熱心であるが、その内容について把握しているのか。

△ 「トップランナー方式」とは、行革が進んできた業務について、平均的に安いコストで実施可能になったのであれば、その金額を基準に基準財政需要額を算定するというルールであると理解している。総務省と内閣府の間では、「トップランナー方式」の導入は、普通地方交付税の総額を抑えるためではなく、実態を反映した形での算定方式の見直しであり、一概にこの方式が、交付税の総額の引き下げにつながることはないとの見解が明確に示されている。本市が収受する実際の普通地方交

付税の総額がどうかとの議論はあるが、懸念される償還額に対する交付税措置は、事業費補正という形で確実に算定されているため、今後の交付税参入率が変わらない限り、見込むことができると理解している。ただ、世間の行革のスピード感と本市のスピード感が合致していないと、実質的に普通地方交付税が減収となることから、そこに注意しながら、今後の財政運営に努めていきたい。

- 統合小学校の新設は、一般市民の中では警戒心が強い。厳しい財政状況の下、新たな校舎を建設し、借金が増えたらどうなるのかという懸念が広がっている。有利な起債を充当するとのことだが、借金は増えることとなる。合併特例債の際にも、同様の議論があった。有利な借金をして次々に投資したことは、過去の反省とすべきである。有利な起債を使えばよいという議論から脱却しなければ、本市の財政状況は改善しないと考えるが、見解は。

△ 今後、学校施設のみならず、様々な社会資本やインフラが耐用年数を迎え、整備しなければならない状況になる。その中で、学校の施設整備についても、当然、一定の耐用年数が到来すれば、理解を得ながら整備していくこととなる。例えば、今後 10 年間で、計画的に順次実施することをお願いしている。さらに 10 年経てば、他の校舎も手当てが必要となる。そのような長期的な視点を持ちながら、必要なものは、理解を得ながら整備していくことは避けられない。次代を担う子どもたちにとって教育は待ったなしで対応すべき課題と捉えているため、必要な整備は進めていきたい。

- 既存校舎を長寿命化してフル活用する方針は、文部科学省も示している。ヨーロッパでは、100 年以上使用している建物も多い。五位中学校区では、既存の小学校を長寿命化方針に基づいてフル活用するとの議論はなかったのか。これは、高陵中学校区でも同様の議論をしなければならないし、他の統合が予想される地域でも同様である。これを基本に置かないと、市民の理解は得られない。可能な限り新設はしない方向で進めるべきと考えるが、見解は。

△ 文部科学省が示している長寿命化に関する説明では、例えば、新たに建設してから約 30 年後、一定の老朽化が進んだところで、大規模な修繕を行うとしており、さらに、約 20 年経過したところで、今度は長寿命化の大規模な改修を行うとしているなど、80 年維持するような説明がなされている。しかしながら、これまで、多くの市町村では、そうした手当てを行わず、耐用年数が 50 年であれば、50 年をサイクルとして、改築をし、整備してきている。今後は、長寿命化と改築を併せながら、手当てが必要な時期が一時期に集中しないよう、単年度の負担を平準化することで、長期的に整備を継続できるようにしていくことが、目指すべき方向と考えている。

- 基本的には、統合小学校を新設するとのことだが、起債が増える方向性については、市民の合意は形成しがたい。十分その点を勘案して、今後対応してもらいたい。
(要望)

【議案第 1 号のうち、中学校費における教育振興費全般について】

- 教育振興費全体が、平成 30 年度と比較し 427 万円余りが減額されている主な要因

は。

△ 教育振興費のうち、就学援助費について、30 年度に前倒した分、31 年度は減額している。

【議案第 1 号のうち、部活動育成費について】

- 部活動育成費について、部活動指導員を 1 名から 2 名に増員することだが、増員する種目及びその要因は。また、学校側から要請があったのか。
- △ 本市における部活動指導員は、平成 30 年 9 月より、戸出中学校のソフトボール部に 1 名配置したのが初の事例である。年々拡充する方向で考えており、現在、各学校に推薦してもらっている。31 年 4 月早々に決定し、早期に配置したいと考えている。
- 指導員を配置する学校の選考基準は。
- △ 基準はあるが、県下の全市町村で予算を多く計上したものの、適任者が見つからず、予算執行できない事例もあったと聞いている。本市の場合は、初年度となる平成 30 年度に 1 名、31 年度は 2 名配置することとなった。教育的な見地から相応しい人でなければ成果は期待できないため、総合的な観点からお願いすることとしている。
- 指導者の確保については、相当苦勞していると思う。全ての部活動、全ての種目について配置するのは難しいと思うが、今後も予算確保に努めてもらいたい。（要望）

【議案第 1 号のうち、公民館管理運営費について】

- 定塚公民館の移転改築の実施設計が想定されているが、市内には古い公民館が複数あり、他の地域でも要望がある中で、なぜ定塚公民館のみが突出して予算化されたのか。定塚公民館でこのような予算措置がなされるのであれば、より古い公民館についても、短期・中期・長期の改築スケジュールを、この場で示してもらいたい。そのスケジュールがないのであれば、この措置には、賛同しがたい。
- △ 公民館の全体的な今後のあり方については、平成 31 年度に、教育将来構想検討会議において、少子高齢化や人口減少、長寿命化により人生 100 年時代と言われる中で、地域で果たす公民館の役割について、検討することとしている。現在、様々な課題が出てきており、それらも含め、議論いただきたいと考えている。また、現在の定塚公民館は借地であり、毎年、相当額の負担を要している。今回、近接地に有効に活用できる場所が見つかったため、そちらを有効活用する方向で、準備を進めている。
- 福田や福岡、二塚など、定塚公民館より建築年次が古い公民館がある中で、定塚のみ先行するのは、市民の理解が得られない。定塚公民館は借地とのことだが、借地料の議論と、建築に要する数億円の税金投入とはアンバランスで説得力に欠ける。公平性を考えれば、もっと古い公民館になぜ光が当たらないのか。行政の不公平ではないのか。
- △ 定塚公民館の案件については、借地料を支払う状況を改善することにより、全体

としての負担を減らしていきたい。さらに、既存の建物を活用した整備であり、多額の負担は発生しないものと考えている。

○ 定塚公民館を改築すれば、起債がまた増加するのではないか。定塚公民館の事業費の中で、起債はどの程度なのか。

△ 今後設計に入るため、事業費の詳細はその後に算出されるが、基本的には既存施設を活用し、改築ではなく改修になる。事業の実行に当たっては、適債性も含めて精査したい。

○ 財政健全化緊急プログラムの5カ年の中では、長寿命化の観点から公民館の移転は抑制すべきと考える。抑制しなければ、また、団体補助金の削減や使用料の値上げなど、様々な形で市民にしわ寄せがいく。全庁的な検討が不足しているのではないか。

△ 全庁的に検討した結果として進めている。教育委員会としても、様々な事業を推進していく役割があるため、ご指摘の点は十分認識しながら、全体的に事業が進むよう、節約していきたい。

【議案第1号のうち、生涯学習センター管理事業費について】

○ 生涯学習センターの情報システム保守運營業務委託が、再委託の重層構造になっている事実を把握しているか。

△ 状況は把握している。この案件については、手順を踏んで契約を進めてきた。教育委員会としては、誠実かつ適切に行ってきたと考えている。相手方に対しても、対応等について、指摘すべきところは指摘したい。現在、受託先の企業で、状況の改善に努めていると聞いている。

○ 全国的に問題となっている偽装請負は、絶対にあってはならないが、これをどう防止してきたのか。また、今後はどう防止していくのか。受託企業の中で非正規雇用者が増加するなど、官製ワーキングプアが全国で広がっており、これが少子化を加速させる。また、受託企業の労働者が失業するなど、雇用の継続の問題が発生している。本市でこのようなことがあってはならない。この点については、これまでどのようにチェックしてきたのか。

△ これまで、信頼関係の中で契約を締結し、再委託についても確認のうえ、進めている。その中で、今回は、相手方に何らかの落ち度があったものと理解しているが、まだ受託先から正式な報告は受けていないため、この場での発言は控えたい。

○ 受託企業の現場での労働実態について、行政が無関心であってはいけない。公契約条例を制定している自治体も増えている。受託企業の現場では、ブラック企業が多く、多くの労働者が泣いている。本市でも、住民サービスを確保するために必死に働いてきた受託企業の現場従業員を大事にするという点で、公契約条例についてもっと関心を持つと同時に、職場の実態をしっかりと把握してほしいと考えるが、見解は。

△ ご指摘の点は、しっかりと把握していきたい。

【議案第 1 号のうち、オリンピック・パラリンピック推進事業費について】

- オリンピック・パラリンピック推進事業費として 1,121 万円が計上されているが、具体的な内訳は。
- △ 主にオリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業実行委員会への委託費である。委託費の総額は 1,058 万円余りで、その他に旅費や消耗品費等である。委託内容は、ポーランドレスリングチームの事前合宿や、バドミントン日本代表チームの合宿等に充てる費用である。また、チャレンジデーの開催等にかかる経費として、この中から 100 万円を支出する予定である。
- 子どもたちに対し、東京オリンピック・パラリンピックに興味を持ってもらうため、どのように啓発していくのか。
- △ 今後、バドミントン日本代表チームやポーランドレスリングチームの合宿について、具体化を進めていきたい。市民にも紹介しながら、意識啓発を進めていきたい。また、平成 31 年 5 月にチャレンジデーの開催を見込んでおり、子どもから年配の方まで、その日に 15 分以上運動に親しんでもらうことで、スポーツをきっかけとした地域づくりと健康づくりを進めていきたい。各学校でもチャレンジデーに取り組むこととしている。また、オリンピックの聖火トーチの発表があったが、県内でも聖火リレーが行われ、県民の意識も高まっていくと思う。学校教育の中でも、オリンピックを契機に、本県ゆかりの有名選手を紹介しながら、子どもたちの意識と意欲を高めていきたい。市民のオリンピック・パラリンピックへの関心を総合的に高める中で、自身の日常にもスポーツを取り入れてもらう意識付けをしていきたい。
- オリンピック・パラリンピック選手を、これほど間近で見られる機会はない。子どもたちを含め、市民への啓発についてはこの 1 年が大きな飛躍の年だと思う。チャレンジデーも設けられるとのことで、引き続き頑張ってもらいたい。（要望）

〔討論〕

（議案第 1 号のうち本委員会所管分に反対の立場から）

- 平成 31 年度当初予算案には、公共料金の使用料の値上げが盛り込まれており、市民の理解は得られない。また、マイナンバー制度関連費用が計上されているが、多くの市民が個人情報の漏えいや不正使用への不安を感じている。制度の見直し・凍結を国に要請すべきである。また、コミュニティバス廃止によって、住民の移動権・交通権が侵害されたが、回復措置が取られていない。岐阜市の事例に学び、市民参加によるコミュニティバスの復活を求める。さらに、事務事業の見直しの一環としての各種補助金の削減の中止を求める。また、五位中学校区統合小学校整備事業費が計上されているが、これは公債費の肥大化を加速させため、既存校舎の有効活用を求める。最後に、議会費として海外視察費 150 万円が計上されているが、緊急性はないため廃止を求める。

【議案第 48 号から議案第 58 号までのうち、公共施設使用料ガイドラインに基づく料金改定について】

- 「公共施設使用料の見直しに関するガイドライン」では、使用料の算定方法が、「原価×受益者負担率」となっている。このうち原価の算定項目として、人件費、維持管理費、減価償却費が提示されているが、これらの構成比率は。
- △ 個々の施設で構成比率は様々であるが、使用料を徴収している施設については、全体で、支出が約 38 億円、そのうち人件費が約 5.5 億円、減価償却費が約 10.4 億円、維持管理費が指定管理料、委託料、光熱水費等を合算して約 20 億円である。
- 公共施設使用料の引き上げに係る議案に関連して、使用料を徴収している公共施設の支出額は約 38 億円で、うち 2 割弱が人件費である。地方財政法第 27 条の 4 によれば、「市町村は、当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない」と規定し、地方財政法施行令第 52 条では、「市町村の職員の給与に要する経費」を例示している。従って、全体経費の 2 割弱に市職員等の人件費が含まれることは、地方財政法に抵触するという学者の意見もあるが、見解は。
- △ 人件費の転嫁が法に抵触するのではないかとのご意見については、いわゆる職員の給与は、転嫁すべきものではないことは当然であり、税金等で賄われるべきと考えている。ただし、公共施設の支出については、委託で行われるものもあれば直営で行われるものもある。ここでの人件費は、施設の維持管理費の一部として捉えていることから、法には抵触しないものと考えている。
- 受益者負担ばかりを強調するのは疑問である。公共施設を使って、福祉や教育、文化、スポーツに関する様々な活動が行われており、市政の発展に積極的な役割を果たしている。単なる受益者ではなく、行政にも貢献している。使用料の値上げにより利用者が減少すれば、積極的な市民活動が停滞することが目に見えており、市政の発展にとってマイナスである。そうした観点が、抜けているのではないのかと考えるが、見解は。
- △ やはり施設を使っている人と使っていない人の公平性の確保は必要と考える。今回、基本的な考え方を整理した中で、使用料の見直しを提案した。急激に過度な見直しとならないよう、激変緩和措置を講じており、ご理解いただきたい。
- 使用料の上限を 1.5 倍に引き上げるにより生じるデメリットについては、どのような検討がなされたのか。
- △ 使用料の引き上げにより、利用者の減少は懸念しているところである。そこで、利用料金制を採る指定管理施設について、指定管理者が当該施設の利用促進を図るためのインセンティブを付与したいと考えている。使用料の見直しによる増収分を全て市の方で取得してしまうと、指定管理者にとっては何のメリットもないことになる。そこは増収分の半分を市にお返しいただく形とし、残る半分は、さらなる利用者の増加につながる施策を打ち出してもらいたいと考えている。
- 3 年ごとに使用料の見直しを行うとのことだが、引き上げだけが方策ではない。場合によっては、引き下げや時間帯ごとに様々な配慮を加えるなど、料金体系の工夫によって利用者増を図る事例も県外にはあると聞いているが、見解は。
- △ 3 年ごとに工夫して利用者数を伸ばしていくことは、使用料を伸ばしていくことにつながる。現在、経営診断等も行っており、どのような利用がより効果的かなど

の提言を受けている。それらも踏まえ、さらに利用を伸ばす方策について検討していきたい。

- 使用料の見直しなど、住民に負担を求める場合には、パブリックコメントや住民説明会の実施など、様々な手法がある。市広報紙に掲載して周知する方法もあるが、より丁寧な方法をとるべきである。この点について努力が不十分と考えるが、見解は。
- △ 施設の使用料に関しては、施設利用者に周知することが第一である。今回、全体的な見直しの考え方をガイドラインとして定め、それを住民にお知らせする意味で市広報紙に掲載している。各施設の維持管理費等も公開しながら、施行6カ月前に、周知を含めて、交渉している。各施設における個別の利用の関係については、施設ごとに相談に応じることで対応したい。
- 過大な大型事業の展開による財政の危機や行政の財政運営の不味さがもたらした結果、使用料の値上げという形で市民に転嫁されることについて、市民は違和感を覚えている。市民の声を率直に受け止め、使用料の見直しを撤回してもらいたい。
(要望)

〔討論〕

(議案第19号、議案第33号から議案第38号まで、議案第48号から議案第51号まで、議案第53号から議案第58号まで及び議案第71号から議案第73号までに反対の立場から)

- 今回の使用料引上げに係る条例改正は、消費税率引き上げによるものと「公共施設使用料の見直しに関するガイドライン」に基づくものとのことだが、さらなる住民負担を強いることとなり、承服できない。消費税増税については、国民の世論や運動等によって、10%への引き上げは中止される可能性があると考えており、地域経済に致命的なダメージを与える消費税増税を前提とした使用料の見直しには反対する。

【議案第79号のうち、万葉線再生事業費について】

- 万葉線再生事業について、片原町電停の安全対策に要する費用はこの中に含まれているのか。
- △ 補正予算3,000万円は、万葉線株式会社に対する運行補助である。なお、片原町電停については、平成31年4月上旬、国道のゼブラゾーンの舗装と併せて施工する予定であると聞いている。

【議案第79号のうち、小学校費における空調設備整備事業費について】

- 空調設備整備事業費が、約6,200万円減額となっている。当初、外部への設計委託を予定していた部分について、迅速に対応するため内部での設計に変更したとのことだったが、十分に対応できたのか。
- △ 現在、内部での設計を経て、問題なく発注、入札の手続きを進めている。

3 報告事項について

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

〔教育委員会〕

- 。 「今後 10 年を見据えた高岡市における小中学校の配置の基本的な方向」に基づく学校の再編統合の推進について

〈 委員から次のような意見があった。 〉

【今後の統合小学校新設の動きについて】

- 五位中学校区で統合小学校の新校舎を建設することについては、莫大な財政負担が出てくるため反対する。今後、市内の各地域で同様の動きが出てくることを懸念している。全庁的視点で、市民の意見も十分に聴き、既存施設のフル活用を基本に検討してもらいたい。(要望)

4 閉会中の継続審査について

本委員会の所管事項について、閉会中も継続して調査する必要があるため、会議規則第 104 条の規定により、委員長から議長に継続審査を申し出ることとした。

5 その他

- 。 次回の常任委員会の開催について

4 月 17 日(水)午後 1 時に開催することが報告された。

〈 委員から質疑等はなかった。 〉

〈 当局からの報告はなかった。 〉

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

総務文教常任委員会 当局説明員（27名）

市長政策部長	福 田 直 之	会計管理者 会計課長	山 田 晃
市長政策部政策監 次長	赤 阪 忠 良		
都市経営課長 広域連携推進室長	柳 原 隆	教育長	米 谷 和 也
広報情報課長	新 田 泰 弘	教育次長 参事	柴 田 文 夫
文化創造課長	大 野 洋 靖	教育次長 学校教育課長	高 松 毅
総合交通課長	上 田 浩 樹	教育総務課長	藤 田 辰 昭
秘書課長	上 森 智 美	生涯学習・文化財課長	杉 森 芳 昭
		スポーツ課長 東京オリンピック・パラリンピック推進室長	山 本 明 宏
総務部長 選挙管理委員会事務局長	二 塚 英 克	福岡教育行政センター所長	中 井 奈 津 子
総務部次長 参事	梅 崎 幸 弘		
総務部次長 総務課長	戸 田 龍 太 郎	監査委員事務局長	堂 故 真 二
総務部次長 納税課長	古 川 京 子		
総務課 危機管理室長	山 森 久 史		
人事課長	長 谷 川 聡		
人事課 経営管理室長	新 田 裕 子		
財政課長	長 久 洋 樹		
管財契約課長	竹 沢 修		
市民税課長	永 井 正 之		
資産税課長	上 口 裕 之		